

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、賃貸住宅居住者総合保険「リビングFIT」および地震保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項


注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。「ご契約のしおり(約款)」は、必要に応じて当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。

※「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社にお問い合わせください。ただし、**保険契約者**からの指定により、始期日以降に保険証券をお届けする場合があります。

※「ご契約のしおり(約款)」について、書面ではなく、Webで閲覧する方法(Web約款)をご選択いただくことも可能です。この場合、「ご契約のしおり(約款)」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。


※Web約款を新たに選択いただくと、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

 このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり(約款)」の第1部に記載されています。

- ▶ 保険契約者と**記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。
- ▶ ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 保険期間、始期日、解約日、満期日、損害、免責金額、建物、敷地内

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	同居人	保険証券記載の建物の賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。ただし、法人を除きます。
	家財	生活用動産をいい、業務用の用(保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
	家財明記物件	保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝玉および宝石ならびに ^{とう} 書画、骨董、彫刻物その他の美術品で保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。

1

契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 契約概要

賃貸住宅居住者総合保険「リビングFIT」

② 商品の仕組み 契約概要

「リビングFIT」は、ご自身の**家財**の補償に加え、大家さんや第三者への賠償責任の補償をセットした、借用住宅にお住まいの方専用の保険です。

基本となる補償およびセットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。



(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合
損害保険金	1 火災、落雷、破裂・爆発	火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。
	2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水を除きます。)をいいます(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。)
	3 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。
	4 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。
	5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。
	6 騒擾、労働争議に伴う暴力行為等	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
	7 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	8 破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、上記1、2および4から7までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による事故を除きます。
主な費用保険金	●借用住宅修理費用保険金 損害保険金の「保険金をお支払いする事故の説明」1から8の事故により、借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。)	
	●個人賠償保険金 日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を破損させたりした結果、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	
賠償保険金	●借家賠償保険金 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により借用住宅が破損し、借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	
	●個人賠償保険金 日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を破損させたりした結果、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	

<「リビングFIT」共通>
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。)

●核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
●保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 等

<「リビングFIT」・損害保険金>

●保険契約者、被保険者の重大な過失等による損害
●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みや漏入等による損害
●保険申込書記載の建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害

※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。

●保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
●電氣的・機械的の事故(故障)によって生じた損害
●すり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)
●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
●上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって次の家財に生じた損害
○船舶、航空機、ラジコン、携帯電話等の携帯式通信機器、眼鏡・コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

等
等

<「リビングFIT」・借用住宅修理費用保険金>

●借用住宅に対する加工・修理・調整の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
●借用住宅の主要構造部や借用住宅居住者の共同利用部分に生じた損害 等

<「リビングFIT」・個人賠償保険金>

●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
●被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 等

<「リビングFIT」・借家賠償保険金>

●被保険者と借用住宅の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
●被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の破損に起因する損害賠償責任 等

②お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額 - 免責金額1万円 (破損、汚損等の場合にのみ適用) 1回の事故につき家財の 保険金額 (破損、汚損等の場合は50万円)が限度となります。
借用住宅修理費用 保険金	修理費用の実費 - 免責金額1万円 (破損、汚損等の場合にのみ適用) 1回の事故につき300万円が限度となります。
個人賠償保険金	損害賠償金 1回の事故につき1億円が限度となります。
借家賠償保険金	損害賠償金 - 免責金額1万円 (破損、汚損等の場合にのみ適用) 1回の事故につき保険申込書記載の保険金額が限度となります。

※損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③主な特約の概要 契約概要

ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)があります。特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

任意セット特約	家財明記物件特約	損害保険金をお支払いする事故によって 家財明記物件 に損害が生じた場合に、1回の事故につき、家財明記物件保険金額を限度(1個または1組ごとに、盗難は100万円、破損、汚損等は50万円を限度)に損害保険金をお支払いする特約です。
	法人等契約の被保険者に関する特約	保険契約者の役員または従業員のうち、居住用戸室に居住している方を自動的に記名被保険者とする旨を定めた特約です。

④保険の対象 契約概要

保険の対象は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される、記名被保険者が所有する「家財」^(注)および次表記載のものとなります。

- | | |
|--|--|
| ① 保険申込書記載の建物の敷地内に収容されている次の物
・ 記名被保険者の 親族 の所有する家財
・ 記名被保険者の 同居人 の所有する家財 | ② 建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物
・ 畳または建具類
・ 建物に定着している電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備 |
|--|--|

(注) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品も保険の対象に含まれます。ただし、これらに生じた1個または1組ごとに30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。30万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「家財明記物件」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。

次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません^(注)。
 自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ 等
 (注) 盗難に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象に含まれます。また、破損、汚損等事故の場合、ほかにも補償されない家財があります(⑤ページ)。

⑤保険金額の設定 契約概要

保険金額は保険の対象の再調達価額を限度に設定してください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

⑥保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保 険 期 間：2年となります。
- 補 償 の 開 始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補 償 の 終 了：保険期間の末日(満期日)の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の全額を一括して払込みいただけます。現金のほかに口座振替、払込票払、当社の指定するクレジットカード会社のクレジットカードにより保険料を払い込む方法もあります。ご契約時に保険料を払い込む方法の場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払の場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。**保険料払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。**(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

【保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ保険料を払い込んでください。当社にて保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(4) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、「リビングFIT」(以下、(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。

② 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	家財の損害の額が家財全体の時価額の80%以上	地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)
半損	家財の損害の額が家財全体の時価額の30%以上80%未満	地震保険の保険金額×50%(時価額の50%が限度)
一部損	家財の損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等(注1)による保険金の総額が7兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{7\text{兆円(注2)}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1)72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2)平成26年9月現在

③ 保険金をお支払いしない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④ 保険期間、保険料払込方法 契約概要

主契約と同じです。主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤ 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等) 契約概要

- a. 地震保険の対象は「家財」です。これに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- | | |
|----------------------------------|--|
| ● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 | ● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの |
| ● 自動車 | ● 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 |
| ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 | |

● 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、1,000万円が限度となります。

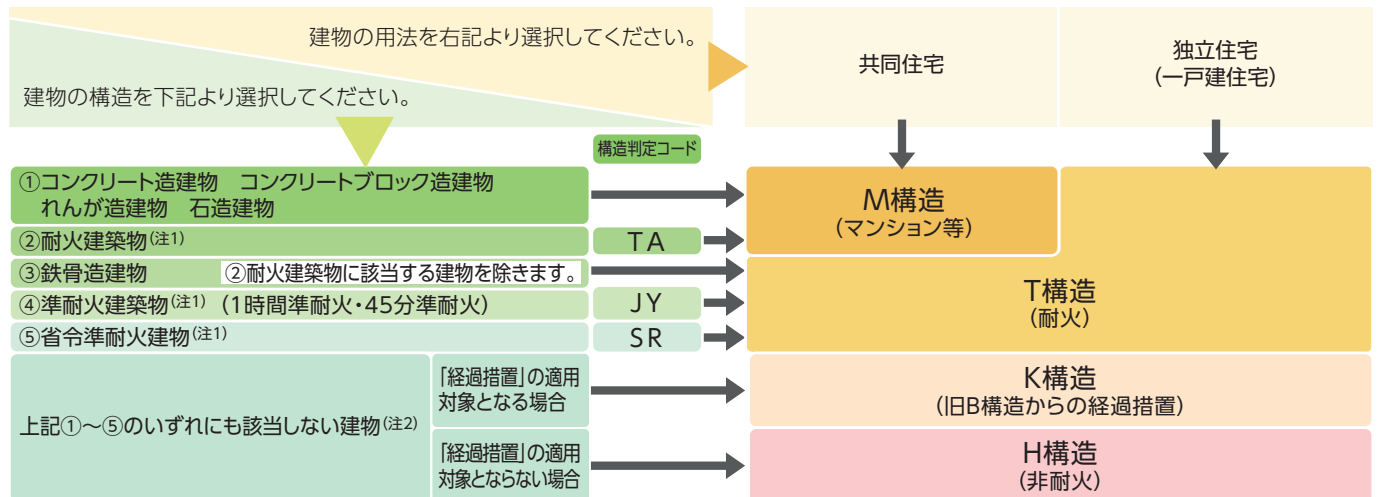
● 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、構造等により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

 [地震保険割引の割引率・適用条件等](#)

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

【構造級別判定手順】

家財を収容する建物の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造またはT構造となりますので必ずご確認ください。



(注1) 地震保険をセットし、かつ保険の対象を収容する建物が「②耐火建築物」「④準耐火建築物」または「⑤省令準耐火建物」の場合は、「建物構造申告書」のご提出をお願いします。

(注2) 該当することの確認ができない場合を含みます。

例: 木造建物で、「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」のいずれにも該当しない建物

<ご注意いただく点>

- 一つの建物が2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例: 壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します)。

 構造級別判定手順、経過措置

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①家財を収容する建物(お部屋)の情報
所在地、構造
- ②地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)
建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引

(2) クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスク クーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

101-8011
東京都千代田区 神田駿河台 3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
三井住友海上火災保険 株式会社
お客さまデスク クーリングオフ 係

裏面〔記載事項〕

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者署名
- ④電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥申し込まれた保険の種類
- ⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
- ⑧取扱代理店名・仲立人名

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①家財を収容する建物の構造を変更した場合
- ②家財の所在地を変更した場合

また、通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①家財の所在地が日本国外となった場合
- ②家財のすべてを事業用(設備・^{ウツ}什器)として使用した場合

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
- ②ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合 等

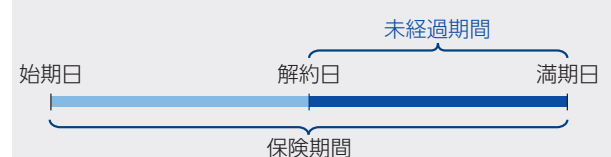
(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



失効について、保険金支払後の保険契約

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

(4) 特約の補償重複

「リビングFIT」では普通保険約款第3章賠償条項で「個人賠償」および「借家賠償」の補償が自動でセットされます。補償内容が同様の他の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）を、記名被保険者またはそのご家族、同居人が契約されている場合、補償が重複することがありますので、他の保険契約の有無をご確認ください。

〈補償が重複する可能性のある主なご契約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
リビングFIT 個人賠償（普通保険約款賠償条項）	自動車保険 日常生活賠償特約

(5) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(6) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款）」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 **事故が起こった場合の手続（当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類） 代理請求人制度**

 **保険金額の一部取消、保険証券および控除証明書の確認・保管**

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
（年末・年始は休業させていただきます）

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター 0120-258-189（無料）

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 （ナビダイヤル（有料））

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
[\(http://www.sonpo.or.jp/\)](http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
（お客さまデスク）0120-632-277（無料） 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます）
<http://www.ms-ins.com>